

会計年度任用職員への勤勉手当の導入について

1 内容

令和6年度から会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給する。

対象となる会計年度任用職員は、現在期末手当の支給対象としている職員と同様に週20時間以上勤務・月額88,000円以上・雇用期間が6月以上とする。

(1) 支給月数

令和2年度に導入した会計年度任用職員制度において、期末手当は再任用職員に準じて設計している。(現在は、人事院勧告の対応により差が生じている)
今般の導入に当たり、期末・勤勉手当の支給月数を完全に再任用職員と同水準とする。また、これまでの令和2年度の期末手当を最低水準とする方針も撤廃する。

【年間支給月数】	現在		R6.4以降	
期末手当	1.45		1.375	+0.9
勤勉手当	—		0.975	

(2) 成績率及び支給区分

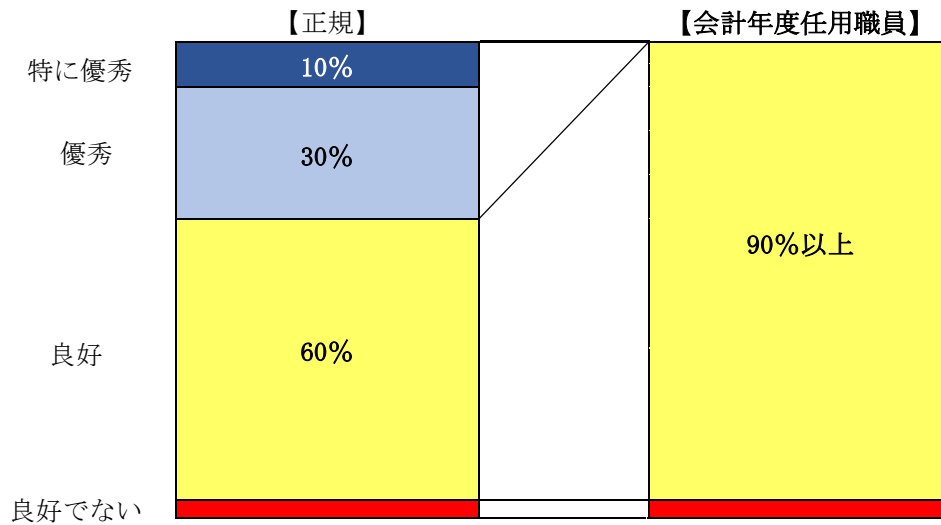
会計年度任用職員（第1種・第2種）の勤勉手当の支給率及び支給区分は、会計年度任用職員の職務は正規職員に比べ難易度が低いことや、職種により業務内容が多岐にわたり、評価において優劣をつけることが困難であることから、当面「良好」と「良好でない」の2段階とする。

	支給月数	分布率
良好（標準）	0.4875	設定しない
良好でない（標準以下）	0.4375	

※年間勤勉手当： $0.975 \div 2 = 0.4875$

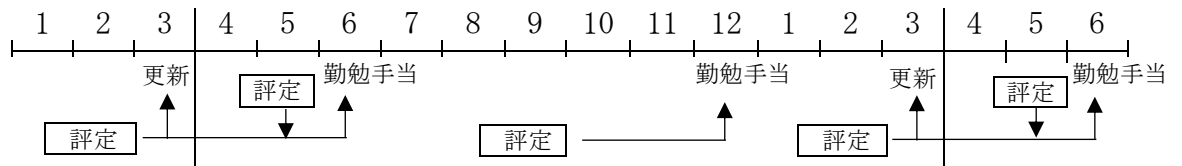
※成績上位者への配分がないため、再任用より0.015月ずつ高い設定

【イメージ図】



※ なお、成績率及び支給区分については、より適切な方法について引き続き検討していく。

(3) 勤務評価



- ア 前年度2月評価により、翌年度の更新決定及び翌年度6月期の勤勉手当率を決定。翌年度継続する職員は、必然的に評価結果は「良好」。
- イ 4～5月期に新規採用職員のみ、6月期の評価を実施。
- ウ 9月評価により12月期の勤勉手当率を決定。(以下、アから繰り返す)

(4) 人事院勧告の対応

会計年度任用職員は年度内でも採用・退職が多く、雇用が流動的であることから、離職者への差分支給など事務手続きが困難。そのため、これまで人事院勧告に対する月例給及び期末手当の適用は翌年度からとし、当該年度の遡及適用は行っていない。今般の勤勉手当導入以降も、同様の対応とする。